

兵庫県公報

令和8年1月1日 木曜日 号 外

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の移動制限及び搬出制限の一部解除（畜産課） …… 1

告 示

兵庫県告示第1号

令和7年兵庫県告示第1120号の3（高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の移動制限及び搬出制限）の内容を次のとおり変更する。

令和8年1月1日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

1 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

2 移動を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

3 移動を制限する区域

発生農場から半径3キロメートル以内の下記区域

【姫路市】飾東町（小原新、小原、八重畠、北野、大釜、大釜新、清住、山崎）、豊富町（豊富、甲丘一丁目、甲丘三丁目、御蔭、神谷）、山田町（牧野、西山田、南山田）、船津町【加古川市】志方町畠【加西市】山下町西町、東剣坂町、西剣坂町、中山町、大柳町

4 移動を制限する期間

令和7年12月16日から当分の間